

# ○京都府立大学国際センター規程

(平成29年京都府立大学規程第4号)

(趣旨)

**第1条** この規程は、京都府立大学学則（平成20年京都府立大学学則第1号）第10条の規定により、京都府立大学国際センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

**第2条** センターは、本学における海外との学術交流、留学生の受入、海外留学の促進等国際化の取組を支援するとともに、本学の国際化の推進に資する企画・立案を行う。

(所掌事項)

**第3条** センターは、次の各号に掲げる事項を所掌するとともに、学長の求めに応じ、国際化の推進に資する諸施策の検討等を行うものとする。

- (1) 国際化の基本方針及び計画に関する事項
- (2) 外国の大学・研究機関等との学術交流協定等の締結に関する事項
- (3) 外国の大学・研究機関等との教職員及び学生の交流に関する事項
- (4) 外国の大学・研究機関等との情報交換に関する事項
- (5) 外国人留学生の受入の促進及び修学等の支援に関する事項
- (6) 日本人学生の海外留学の促進及び修学等の支援に関する事項
- (7) その他国際化の推進に関する事項

(組織)

**第4条** センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
  - (2) 副センター長
  - (3) 文学部、公共政策学部、農学食科学部、生命理工情報学部及び環境科学部から選出された各1名の国際交流推進コーディネーター
  - (4) 企画・地域連携課長及び学務課長
- 2 センター長は、学長が任命する。
  - 3 センター長は、センターの業務を総括する。
  - 4 副センター長は、センター長の指名により学長が任命する。
  - 5 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。
  - 6 第1項第3号に掲げる者は、所属学部の長が、国際化の推進に意欲がある者又は国際交流の実績がある者等を内申し、学長が任命する。

7 その他、センター長が学長の下承を得て、必要と認めた者を置くことができる。

(任期)

**第5条** 前条第1項第1号から第4号までに定める者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

**第6条** センターの運営及び業務の推進に関する事項を協議するため、センター長は国際センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を開催するものとする。

2 運営委員会は第4条第1項第1号から第4号までに掲げる者をもって構成し、センター長が必要と認めるときは、それ以外の者を参加させることができる。

(雑則)

**第7条** この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

**附 則**

1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

2 第5条第1項の規定に関わらず、第4条第1項第1号から第4号までに定める当初に任命された者の任期は、平成30年3月末までとする。

3 「国際交流委員会規程」（平成20年京都府立大学規程第22号）は廃止する。

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和5年11月8日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。